

医歯薬学総合研究科に所属する学生の「留学」条件（申し合せ）

平成21年2月4日
医歯薬学総合研究科教授会

1. 研究科における学生の「留学」は、単位互換あるいは研究指導の委託に該当する場合に限る。
2. 学生の主任指導者（教授）と留学先の大学院、研究機関等（受け入れ責任者）との間で、研究内容、指導体制等に関する協議を行い、その概要を学務委員会に報告する。
 - （1）留学先が学術交流協定（覚書）を結んでいる大学・研究機関の場合
留学期間、学習内容、指導体制等に関する協議書（往復文書）を提出する。
 - （2）留学先が上記以外の場合
留学期間、学生の身分、学習内容（授業科目名、研究指導内容等）、指導体制、授業料等に関する受け入れ責任者（研究科長等）との協議書（往復文書）を提出する。
3. 上記提出された資料をもとに、学務委員会で審議、検討した後、留学の可否を運営代表者会議に諮る。
4. その他
 - （1）留学願の提出
 - （2）海外旅行傷害保険等への加入
 - （3）危機管理対応マニュアルの配布
 - （4）誓約書の提出